

令和 7 年度使用調布市立中学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について**1 令和 7 年度使用教科用図書採択の方針**

- (1) 令和 6 年度は、令和 7 年度から使用する中学校及び令和 7 年度に使用する小・中学校特別支援学級の教科用図書（以下、「教科書」という）を採択する。
- (2) 教科書採択に関する事務については、「教科書無償措置法第 10 条」に基づく、東京都教育委員会の指導・助言を尊重し、その責任が調布市教育委員会にあることを明確にして行う。
- (3) 教科書の採択に当たって、従来の研究の成果や教員及び有識者や保護者、市民の意見も反映させる。
- (4) 教科書の調査・研究は、東京都教科用図書調査審議会の答申等を踏まえ、内容や構成・分量等を中心に行う。
- (5) 「開かれた採択」を推進するため、次のような措置をとる。
 - ① 教科書調査運営委員会に有識者や保護者を加える。
 - ② 「教科書展示会」を行い、教科書の見本は教員をはじめとして保護者や市民にも広く公開する。
 - ③ 採択後は、採択結果を公表し、調査研究資料等は公開する。

2 採択業務の取組について

- (1) **中学校**
中学校の教科書調査運営委員会は、委員長を中学校長会長、副委員長を中学副校長会長とする。また、各校から 1 人の教科書調査研究委員を選出して、調査研究資料をまとめる。
- (2) **小・中学校特別支援学級**
小・中学校特別支援学級用教科書の調査研究資料は、各特別支援学級設置校で調査研究した教科書調査研究資料により作成し、小・中学校特別支援学級用教科書調査委員会にて検討・協議する。小・中学校特別支援学級用教科書調査委員会にてまとめられた調査研究資料を、教科書調査運営委員会に報告する。

3 採択業務の日程について 【資料 5 附則資料】

- (1) **教科書調査運営委員会**
第 1 回：令和 6 年 5 月 17 日（金）午後 2 時から 2 時 45 分まで 調布市グリーンホール小ホール
第 2 回：令和 6 年 7 月 4 日（木）午後 2 時 30 分から 4 時まで 調布市教育会館 301・302
第 3 回：令和 6 年 7 月 12 日（金）午前 10 時から 11 時 30 分まで 調布市教育会館 301・302
- (2) **各教科等教科書調査委員会**
第 1 回：令和 6 年 5 月 17 日（金）午後 3 時から 4 時まで 調布市グリーンホール大ホール
第 2 回から 4 回まで 各教科等教科書調査委員会の日程による
- (3) **教科書採択に係る臨時教育委員会**
令和 6 年 7 月 31 日（水）から 8 月 2 日（金）まで
※採択業務の進捗状況により開催日程が決まる

令和7年度使用調布市立中学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

- 1 令和7年度使用教科用図書（以下、「教科書」という）採択の方針
 - (1) 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（以下、「教科書無償措置法」という）の規定に基づき、市内公立学校を一つの採択地区として、義務教育諸学校で使用する教科書を、種目（教科書の教科ごとに分類された単位）ごとに一種を採択する。
 - (2) 教科書採択に関する事務については、「教科書無償措置法第10条」に基づく、東京都教育委員会の指導・助言を尊重し、その責任が調布市教育委員会にあることを明確にして行う。
 - (3) 令和6年度は、中学校の令和7年度から使用する教科書、小・中学校特別支援学級は、令和7年度に使用する教科書を採択する。
 - ① 中学校

学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書以外の図書（以下「附則9条本」という。）を使用する場合を除き、「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に記載されている教科書のうちから、全教科の教科書について、新たに採択を行う。
 - ② 特別支援学級

ア 附則第9条本を使用する場合を除き、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択を行う。なお、特別支援学級においては、教科書目録に記載されている教科書以外の教科用図書を採択することができるが、特に注意すべき点については、次の点について留意すること。

 - ・ 拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。なお、分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。
 - ・ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和6年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、令和7年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。
 - イ 教科書目録に記載されている教科書以外の教科用図書を採択する際は、次の(ア)から(ウ)までの事項について、特に留意すること。

- (ウ) 上学年で使用する図書や採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
 - (エ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。
 - (オ) 「令和7年度用一般図書一覧」を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。
- (4) 教科書の採択にあたっては、調査・研究の成果や有識者や保護者、市民の意見も反映させる。
- (5) 教科書の調査・研究は、東京都教科用図書選定審議会の答申を踏まえ、次の事項を中心に行う。
- ① 内容
 - ・ 学習指導要領の趣旨の実現に向け次の点に留意する。
 - ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習過程となっているか
 - <例>
 - ・ 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動が位置付けられているか
 - ・ 学習したことが他の学習や生活とのつながりが意識されているか
 - ・ グループ活動など、話し合い活動の充実が促されているか
 - ・ 単元等の目標を達成するための練習問題等が十分な量が確保されているか
 - イ カリキュラム・マネジメントの実現に向けて教科等横断的な視点となっているか
 - <例>
 - ・ 他教科とのつながり、他学年とのつながりなどが明記されているか
 - ウ プログラミング教育の内容が適宜位置付けられているか
 - <例>
 - ・ 学習内容に関連したプログラミング教材やプログラミング的思考が位置付けられているか
 - ② 構成
 - ア 教材配列
 - イ 表記，表現
 - ウ 目次
 - エ ユニバーサルデザインの視点
 - <例>
 - ・ カラーバリアフリー，ユニバーサルデザインフォントなど
 - オ デジタルコンテンツの扱い
 - <例>
 - ・ 二次元コード，インターネットを活用した学習
 - カ 学年，学校段階の接続
 - ③ その他，教科の特性に基づいた事項
 - ・ 教科の特性に基づき，踏まえておく必要のある内容
 - ・ 新しい視点として取り入れられている内容
 - ④ その他，調布市の施策等との関連
 - ・ 食物アレルギー，防煙教育，がん教育などの内容
- (6) 「開かれた採択」を推進するため、次のような措置をとる。
- ① 教科書調査運営委員会を設置し、委員に有識者や保護者を加える。
 - ② 「教科書展示会」を行い、教科書の見本本は教員をはじめとして保護者や市民にも広く

公開する。

- ③ 採択後は、採択結果を公表し、調査研究資料等は公開する。

2 教科書採択に伴う組織及び任務

調布市教育委員会は、教科書採択事務が円滑かつ公正に行うことができるよう教科書調査運営委員会、各教科教科書調査委員会及び特別支援学級用教科書調査委員会を設置する。

(1) 教育委員会

- ① 教科書採択事務に伴う法令、文書等の検討と確認を行う。
- ② 令和7年度使用調布市立中学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領を検討し決定する。
- ③ 教科書調査運営委員会に対して、令和7年度から使用する教科書について調査・研究を依頼する。
- ④ 教科書調査運営委員会の調査・研究の報告を参考にしながら、令和7年度に使用する教科書を種目ごとに一種を採択する。
- ⑤ 教科書採択に関する「公正確保」等の指導・助言を行う。
- ⑥ その他、教科書採択を円滑かつ公正に行うための諸事項についての検討や指導・助言を行う。
- ⑦ 事務局は、教育委員会教育部指導室に置き、指導室長、学校教育担当課長、統括指導主事、指導主事、指導係教科書担当主事が事務に当たる。

(2) 教科書調査運営委員会（「運営委員会」という）

[委員の資格要件]

- ① 採択に関する事項について、幅広い視野から調査審議が行えること
- ② 教科書の採択に利害関係がないこと (誓約書を提出する)

[任期]

委嘱の日から令和6年8月31日まで

[構成]

- ① 教科書調査運営委員会委員長（中学校長会代表）1人
- ② 教科書調査運営委員会副委員長（中学副校長会代表）1人
- ③ 中学校各教科教科書調査委員会委員長（中学校校長又は副校長）
- ④ 小・中学校特別支援学級用教科書調査委員長（特別支援学級設置校代表校長）1人
- ⑤ 保護者4人（中学校2人，小・中学校特別支援学級2人）
- ⑥ 有識者2人（中学校1人，小・中学校特別支援学級1人）
・大学関係者等から1人ずつ

[任務]

- ① 教科書採択に関する法令や文書等を確認する。
- ② 東京都教育委員会からの指導・助言等を確認する。
- ③ 調査・研究，選定のための文書・資料等を確認する。
- ④ 各教科教科書調査委員会の開催並びに運営上の指導・助言を行う。
- ⑤ 各教科教科書調査委員会の調査・研究を参考にしながら，検討と協議を行う。
- ⑥ 検討と協議した結果を教育委員会に報告する。
- ⑦ その他，教科書採択を円滑かつ公正に行うための必要事項を確認する。

(3) 各教科教科書調査委員会（「調査委員会」という）

〔委員の資格要件〕

- ① 教育研究に実績があること
- ② 教科書の執筆など利害関係がないこと（誓約書を提出する）

〔任 期〕

委嘱の日から令和6年8月31日まで

〔構 成〕

< 中学校 >

① 委員長

校長または、副校長：1人

② 副委員長

副校長：1人

③ 委員

教諭等：各校各教科1人ずつで、調査・研究を行える者

〔任 務〕

① 調査・研究資料の作成に当たり、次の事項を特に配慮する。

- ア 学習指導要領に示されている「目標」等を踏まえ、専門的な調査・研究を行うこと。
- イ 採択用教科書見本本、編集趣意書等も参考にしながら調査・研究を行うこと。
- ウ 各教科・種目とも見本本が届いている全ての教科書について調査・研究を行うこと。
- エ 各教科書の違いが簡潔・明瞭にわかるような調査・研究資料を作成すること。

② その他、必要に応じて教科書の調査・研究資料を作成するための協議を行うこと

③ 教科書調査委員会の種類及び選定する教科書の種目は次のとおりとする。

- ア 国語（国語・書写）
- イ 社会（地理的分野・歴史的分野・公民的分野・地図）
- ウ 数学（数学）
- エ 理科（理科）
- オ 音楽（一般・器楽合奏）
- カ 美術（美術）
- キ 保健体育（保健体育）
- ク 技術・家庭（技術分野・家庭分野）
- ケ 外国語（英語）
- コ 特別の教科道徳調査委員会（道徳）

(4) 小・中学校特別支援学級用教科書調査委員会

〔委員の資格要件〕

- ① 教育研究に実績があること
- ② 教科書の採択に利害関係がないこと

〔任 期〕

委嘱の日から令和6年8月31日まで

〔構 成〕

- ① 特別支援学級設置校代表小学校長（「委員長」を務める）
- ② 特別支援学級設置校代表中学校長（「副委員長」を務める）
- ③ 特別支援学級担任各設置校1人（10人）

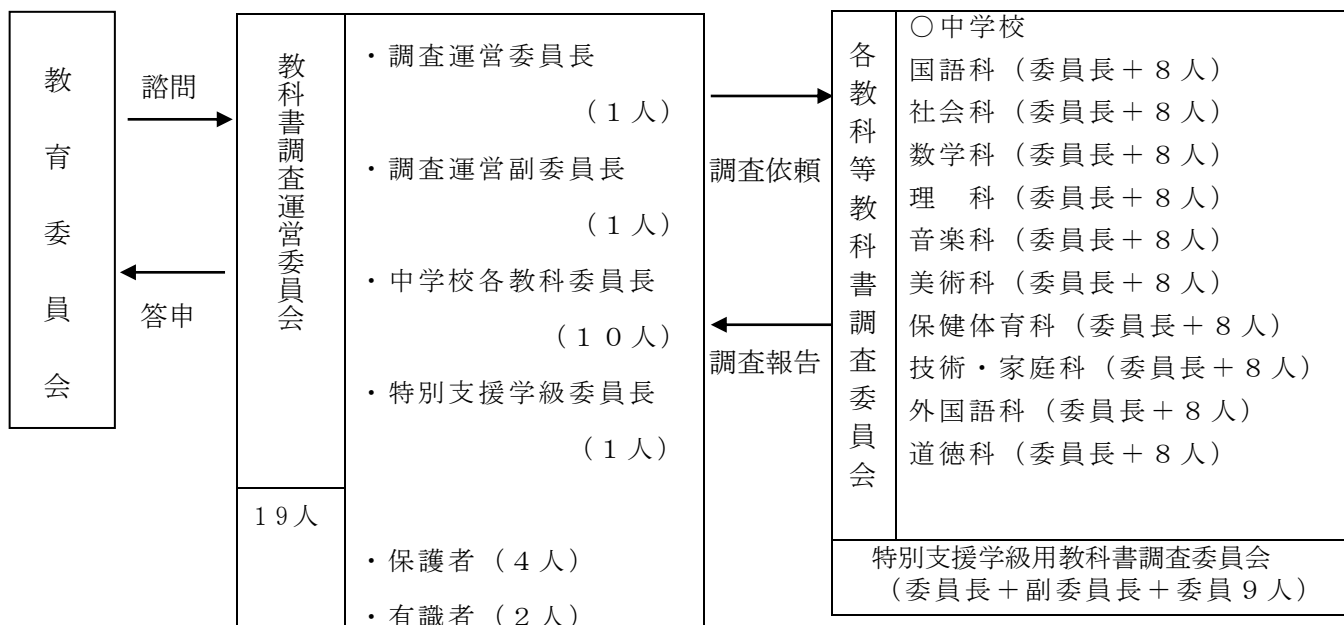
〔任 務〕

- ① 調査・研究を行う教科書は，小学校及び中学校の教科の範囲内とする。
- ② 文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条による教科書についての調査・研究を行う。

※学校教育法附則第9条による教科書を選定する際には，令和7年度（2025年度）に供給されるかを出版社等に確認する。

- ③ 調査・研究資料を作成する。
- ④ その他，必要に応じて教科書選定のための調査・研究及び協議を行う。

3 組織構成図



附 則

この要領は，令和6年4月1日から施行する。

4 採択事務日程

<運営委員会等>

- (1) 5月17日(金)
 - ・第1回教科書調査運営委員会
午後2時から(調布市グリーンホール小ホール)
 - ・第1回教科書調査委員会
午後3時から(調布市グリーンホール大ホール)

※ 第2回以降の各教科の調査委員会は、必要に応じて開催する。開催日時・場所については、委員長が決定する。

<法定展示> 6月14日(金) から14日間(休館日は算入しない)

6月28日(金) : 教科書調査・研究終了



調査・研究資料の提出



- (2) 7月4日(木)
 - ・第2回教科書調査運営委員会(中学校)
午後2時30分から(教育会館301・302)
- (3) 7月12日(金)
 - ・第3回教科書調査運営委員会(小・中学校特別支援学級)
午前10時から(教育会館301・302)

<採択>

- (4) 7月31日(水) 午前: 小・中学校特別支援学級
午後: 中学校
- (5) 8月 1日(木) 全日: 中学校

<予備日>

- (6) 8月 2日(金)